

広島県告示第七百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法人桜 ら花
	主たる事務所の所在地	尾道市高須町四 八三九番地八
障害福祉サービスを廃止した事業所	名 称	ワークセンター さくら
	所 在 地	尾道市高須町四 八三九番地八
廃止年月日		平成二〇年 三月三十一日